

弁護士法人福岡法律事務所

代表弁護士福岡則博、弁護士尾崎悠吾

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3（5階）

TEL：0797-87-5606 FAX：0797-87-7160

HP：<https://www.fukuma-law.com/>

Mail：[office@fukuma-law.com](mailto:office@fukuma-law.com)

執筆：弁護士尾崎悠吾



## Legal F：Forces for Friends, Families and Fortunes（友人、家族、財産を守る力）

### 令和4年4月1日施行の改正個人情報保護法について

#### 1 改正個人情報保護法が令和4年4月1日に施行されます。

個人情報取扱事業者は、ホームページ等に掲載しているプライバシーポリシーや、社内規定を変更する等、この改正法に対応する必要があります。

#### 2 個人情報、個人データ、保有個人データとは

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、それ自体では特定の個人を識別できない情報であっても、氏名等の情報と紐付けられており、容易に照合して特定の個人を識別できる場合、その情報も個人情報に該当します。

個人情報を含む情報の集合体であり、システム上等で容易に検索できるように体系化したものを「個人データ」といい、事業者において開示、訂正、利用停止、消去、第三者への提供の停止等を行う権限を有する個人データを「保有個人データ」といいます。

#### 3 本人が利用停止等を請求できる場合の追加

改正前は、（1）本人が保有個人データの利用停止・消去を請求できる場合が、①本人の事前の同意なく個人情報を目的外利用したときと、②不正の手段により個人情報を取得したときに限定されており、

（2）本人が保有個人データの第三者への提供の停止を請求できる場合が、①本人の事前の同意なく第三者に提供したときと、②本人の事前の同意なく外国にある第三者に提供したときに限定されていました。

改正後は、③事業者が保有個人データを利用する必要がなくなったとき、④保有個人データの漏えい、滅失、毀損等が生じたとき、⑤その他、本人の権利

利益が害されるおそれがあるときにも、本人は、個人情報取扱事業者に対し、保有個人データの利用停止・消去及び第三者への提供の停止を請求することができるようになります。

#### 4 第三者提供記録の開示請求権の新設

個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供したときは、個人データを提供した年月日、第三者の氏名・名称、その他の事項に関する記録を作成しなければなりません。

また、個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、第三者の氏名・名称・住所・法人代表者の氏名と第三者による個人データ取得の経緯に関する事項を確認し、その確認に係る事項等に関する記録を作成しなければなりません。

改正法では、保有個人データに加えて、新たに、個人データの第三者提供に係る記録と、個人データの第三者提供を受ける際の確認の記録が、本人による開示請求の対象とされました。

開示方法については、改正前は、原則として書面の交付によるとされていましたが、改正後は、原則として本人が請求した方法により開示するとされています。

#### 5 公表事項の追加

改正法では、保有個人データに関する公表等を行わなければならない事項として、事業者の住所と法人である場合の代表者名が追加されました。

また、提携先やグループ会社等との間で個人データを共同利用する場合において公表等を行わなければならない事項として、共同利用する個人データの管理責任者の住所、法人である場合の代表者名が追加されました。

プライバシーポリシーへの追記等が必要です。

## 6 オプトアウト規制の厳格化と届出事項の追加

改正法では、本人の請求により提供を停止することを前提として、第三者に提供する個人データの項目等を予め公表等しておくことにより、本人の事前の同意なく個人データを第三者に提供できるという「オプトアウト」規定により第三者への提供ができない個人データとして、①要配慮個人情報に加えて、新たに、②不正の手段により取得した個人データと、③オプトアウトにより提供を受けた個人データが追加されました。③は二重オプトアウトを禁止したものです。

改正法では、オプトアウト規定による第三者提供を行う場合における個人情報保護委員会への届出事項についても追加されており、改正前のオプトアウト規定による第三者提供の届出をしていた事業者についても、その届出の有効期間は令和4年3月31日までになりますので、同年4月1日以降にオプトアウト規定による第三者提供を行うためには、改正法により追加された届出事項に関して別途届出を行う必要があります。ご注意ください。

## 7 提供先で個人データとなる場合の確認義務の新設

改正法では、提供元では個人データではないものの、提供先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定される場合には、提供元は、提供先において本人の同意が得られていることを確認しないで個人関連情報を第三者に提供してはならないとされています。

提供元である就職情報サイト運営会社において、特定の個人を識別しないとする方式で内定辞退率を算出し、提供先である利用企業において特定の個人を識別できることを知りながら、第三者提供に際しての本人の同意を得ずに内定辞退率を利用企業に提供していたという問題があったためです。

## 8 漏えい等が生じたときの報告義務等の新設

改正法では、個人情報取扱事業者の法的義務として、個人データの漏えい、滅失、毀損等が生じたときにおける個人情報保護委員会への報告義務と本人への通知義務が新設されました。

社内規定や運用、プライバシーポリシー等の見直しが必要になります。

## 9 仮名加工情報の新設

これまでに述べたのは、いずれも主として本人の権利利益の保護のための改正でしたが、他方で、事業者の義務を緩和する改正もされており、それが「仮名加工情報」（かめいかこうじょうほう）の新設です。

仮名加工情報については、利用目的による制限、漏えい等の報告義務、開示請求、利用停止等の請求に関する規定の適用が除外されています。

仮名加工情報とは、他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別することができないように個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等を削除する等して加工した個人に関する情報です。

事業者は、仮名加工情報の取扱いにあたって、その作成に用いた個人情報に係る本人を識別するために他の情報と照合してはならないとされています。

個人を識別できないように加工した情報は、個人の権利利益を害するおそれが低いため、データの利活用の観点から、事業者の義務が緩和されました。

仮名加工情報には利用目的による制限が適用されないため、利用目的の変更が可能であり、変更後の利用目的を公表することにより、変更後の利用目的で仮名加工情報を利用できるようになります。

## 10 今回の個人情報保護法の改正は、以上に述べたことのほかにも改正された事項があります。

改正法では、措置命令・報告義務違反の罰則の法定刑の引き上げや、法人に対する罰金刑の引き上げがされています。

改正法は令和4年4月1日に施行されますが、上記厳罰化についての改正は令和2年12月12日に施行されています。

改正法への対応につきましては十分注意して行う必要があります。